

佐世保市浄化槽清掃業の許可に関する事務取扱規則

平成7年6月29日
規則第24号

改正 平成14年3月28日規則第24号
平成24年3月28日規則第8号
平成29年7月19日規則第42号
令和4年3月3日規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第35条第1項の規定に基づき、浄化槽の清掃を業とする者の許可に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、法の例による。

(浄化槽清掃業許可申請書)

第3条 法第35条第3項に規定する申請書は、浄化槽清掃業許可申請書（様式第1号）によるものとする。

(許可)

第4条 法第35条第1項に規定する許可の有効期間は、2年とする。

2 市長は、法第35条の規定により浄化槽清掃業を許可したときは、浄化槽清掃業許可証（様式第2号）（以下「許可証」という。）を交付する。

(許可申請手数料)

第5条 浄化槽清掃業許可申請者又は許可を受けた者で紛失、毀損等により、許可証の再交付を受けようとする者は、佐世保市手数料条例（昭和22年告示第123号）に定めるところにより、手数料を納入しなければならない。

(変更の届出)

第6条 法第37条の規定により変更の届出をしようとする者は、浄化槽清掃業許可申請事項変更届出書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

(廃業等の届出)

第7条 法第38条の規定により廃業等の届出をしようとする者は、浄化槽清掃業廃業等届出書（様式第4号）に許可証を添えて市長に提出しなければならない。

(許可証の再交付)

第8条 浄化槽清掃業者は、許可証を紛失し、又は毀損したときは、直ちに許可証再交付申請書（様式第5号）により市長に申請して許可証の再交付を受けなければならない。

(許可証の返還)

第9条 浄化槽清掃業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに市長に許可証を返還しなければならない。

- (1) 新たに許可証の交付を受けた場合
- (2) 法第41条第2項の規定により許可を取り消された場合

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成7年7月1日から施行する。
附 則（平成14年3月28日規則第24号）
この規則は、平成14年4月1日から施行する。
附 則（平成24年3月28日規則第8号）
この規則は、平成24年4月1日から施行する。
附 則（平成29年7月19日規則第42号）
（施行期日）
- 1 この規則は、平成29年8月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の第4条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に行う浄化槽清掃業の許可から適用し、同日前に行った浄化槽清掃業の許可については、なお従前の例による。
附 則（令和4年3月3日規則第10号）
（施行期日）
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の佐世保市浄化槽清掃業の許可に関する事務取扱規則の規定による申請書その他の様式は、この規則の施行の日以後に行われる申請その他の行為について適用し、同日前までに行われる申請その他の行為については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、改正前の佐世保市浄化槽清掃業の許可に関する事務取扱規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。